



■ 遺産分割前の相続預貯金の払戻し制度について ■

平成 28 年 12 月 19 日最高裁大法廷決定により、①相続された預貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれることとなり、②共同相続人による単独での払戻しができないこととされました。そこで、遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、平成 30 年 7 月 6 日の民法改正により 2 つの制度が創設され、令和元年 7 月 1 日施行となりました。2 つの制度について確認してみましょう。

遺産分割前の相続預貯金の払戻し制度

①家庭裁判所の判断を経ずに払戻しができる制度各相続人は、相続預金のうち、口座ごと（定期預金の場合は明細ごと）に以下の計算式で求められる額については、家庭裁判所の判断を経ずに、金融機関から単独で払戻しを受けることができます（民法第 909 条の 2）。ただし、同一の金融機関（同一の金融機関の複数の支店に相続預金がある場合はその全支店）からの払戻しは 150 万円が上限になります（民法第 909 条の 2 に規定する法務省令で定める額を定める省令）。

単独で払戻しができる額 = 相続開始時の預金額（口座・明細基準）×1/3×払戻しを行う相続人の法定相続分

相続人の法定相続分は、民法第 900 条（法定相続分）及び第 901 条（代襲相続人の相続分）の規定により算定した相続分になります。

（例）相続人が長男、二男の 2 名で、相続開始時の預金額が 1 口座の普通預金 600 万円であった場合

長男が単独で払戻しができる額 = 600 万円×1/3×1/2 = 100 万円

制度利用の際に必要な書類

- ・被相続人（亡くなられた方）の除籍謄本、戸籍謄本または全部事項証明書（出生から死亡まで の連続したもの）
- ・相続人全員の戸籍謄本または全部事項証明書
- ・預金の払戻しを希望される方の印鑑証明書

②家庭裁判所の判断により払戻しができる制度家庭裁判所に遺産の分割の審判や調停が申し立てられている場合に、各相続人は、家庭裁判所へ申し立ててその審判を得ることにより、相続預金の全部または一部を仮に取得し、金融機関から単独で払戻しを受けることができます。

ただし、生活費の支弁等の事情により相続預金の仮払いの必要性が認められ、かつ、他の共同相続人の利益を害しない場合に限られます（家事事件手続法第 200 条第 3 項）。

単独で払戻しができる額 = 家庭裁判所が仮取得を認めた金額

制度利用の際に必要な書類

- ・家庭裁判所の審判書謄本（審判書上確定表示がない場合は、さらに審判確定証明書も必要）
- ・預金の払戻しを希望される方の印鑑証明書